

奈良県新型コロナウイルス検査促進事業実施の流れ

奈良県新型コロナウイルス検査促進事業の実施の流れについては以下のとおりとするため、検査を実施する実施事業者（共同で事業を実施する場合の共同実施者を含む。）におかれては、適切に対応されたい。

実施事業者における事業実施の流れ	留意事項
(1) 実施計画書等の提出	
<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書(別紙4)、検査を実施する場所の図面(検体採取場所多数の場合、実施場所ごとに作成(別紙4-1))、誓約書(別紙5)を県の窓口へ郵送またはメールにより提出 ⇒県において、審査の上、実施事業者の決定・公表を実施。 (文書による通知、県HPでの公表を実施) (随時、決定・公表を実施) 	
(2) 検査実施の準備	
<ul style="list-style-type: none"> ・実施事業者の正式決定・公表後、検査体制の整備等を実施 ＜検査体制整備の想定＞ システムの改修、大型備品の購入・リース、検査ブースの開設等 ※当該経費への支援にあたり、補助金を準備中(補助金交付要綱については、別途定める)。 ・立会いによるPCR検査等を行う場合、「PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項」の内容を理解した者を検査管理者として定める ・立会いによる抗原定性検査を行う場合、本人の同意を得た上で、検査管理者を定めるとともに、厚生労働省が公開するWEB教材(「ガイドライン」及び「理解度確認テスト」)による研修(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)を受けさせ、研修の受講を確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検体採取の実施場所として、以下の事項に適合する場所を確保すること ア 受検者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別すること イ 複数名の受検者が同時に検体採取することも想定し、一定の広さを確保し、受検者のプライバシーに配慮すること ウ 十分な照明が確保され、換気が適切に行われていること
(3) 対象者から検査申込	
<ul style="list-style-type: none"> ・受検者に申込書(別紙1)、申立書(別紙1-1、該当者のみ)の記入、身分証明書等の提示を依頼 ・以下の内容について、受検者への説明 ア 仮に検査結果が陽性だった場合、医療機関に連絡し、速やかに受診しなければならないこと、周囲に感染させないようにマスクを着用し、公共交通機関を避けるようにすること イ 仮に検査結果が陰性だった場合も、感染している可能性を否定しているものではないため、感染予防策の徹底が必要であること ウ 検査結果は、受検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかについての診断に用いることはできないこと エ 検査を行う検査機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査の受付にあたっては、予約不要を基本とすること

(4) 検査の実施	
<p><PCR検査等(LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。)> (以下「PCR検査等」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> 次のア、イのいずれかの方法により実施 ア 実施事業者立会いの下、検体（唾液に限る）を受検者が採取し、検査機関で検査 イ 実施事業者自らが検体（唾液、鼻咽頭ぬぐい液に限る）を採取し、検査機関で検査を実施（イは医療機関に限る。） <p><抗原定性検査></p> <ul style="list-style-type: none"> 次のア、イのいずれかの方法により実施 ア 実施事業者立会いの下、検体（鼻腔ぬぐい液に限る）を受検者が採取し、検査を実施 イ 実施事業者自らが検体（鼻腔ぬぐい液、鼻咽頭ぬぐい液に限る）を採取し、検査を実施（イは医療機関に限る。） 	<p><PCR検査等(LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。)></p> <ul style="list-style-type: none"> 検体は自己採取が原則。自己採取には「PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項」の内容を理解した者の立会いが必要。 薬事承認された検査試薬等を使用すること。 左記アにより検査を行う場合、検査機関に対して、結果通知書を受検者に発行するよう求めるとともに、発行後速やかに検査結果を実施事業者に通知するよう求めること。 上記のほか「PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項」を遵守すること。 <p><抗原定性検査></p> <ul style="list-style-type: none"> 検体は自己採取が原則。自己採取には研修を受けた者の立会いが必要。 必ず薬事承認された抗原定性検査キットを用いること。 その他「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱(令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)」を遵守すること。
(5) 検体の搬送(抗原定性検査は除く)	
<ul style="list-style-type: none"> 検査機関への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 検体の搬送は、可能な限り検体採取日に行うこと。
(6) 検査結果の通知	
<ul style="list-style-type: none"> 検査結果通知書（別紙2）を作成し、受検者に発行（メールも可） <p><陽性が判明した場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 必ず医療機関を受診するよう受検者に促すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> PCR検査等の結果は、可能な限り検体採取日の翌日まで、最低でも翌々日までに通知すること 抗原定性検査の結果は、当日に通知すること
(7) 結果の報告	
<ul style="list-style-type: none"> 週ごとに前回の報告の後、事業を実施した者の総数及びそのうち陽性結果が判明した者の総数を記録し、その記録の内容を県に報告 	

※本事業に係る補助金の交付については、実施事業者の決定後、別途定めた上で周知する。